

第22回 糸魚川市駅伝競走大会

開催要項

- 1 主 催 糸魚川市
- 2 主 管 糸魚川市駅伝競走大会実行委員会
- 3 期 日 令和8年10月11日（日） 雨天決行
- 4 日 程

受 付	6時30分～7時00分（能生体育館）	
代表者会議	7時10分～7時30分（能生体育館）	
開 会 式	7時30分～7時50分（能生体育館）	
競 技 開 始	9時00分	（徳 合 崎）
閉 会 式	13時00分 予定	（能生体育館）
- 5 コ ー ス 徳合崎 ～ 能生 ～ 柱道 ～ 槇折返し ～ 小見 ～ 大平寺 ～
鬼伏折返し ～ 能生事務所（28.8km）

区 間	距離 km	先頭中継 予定時刻	中 継 地
1区 徳合崎 ～ 藤崎	4.0	9:12	磯部ふれあい会館前
2区 藤崎 ～ 能生	4.8	9:28	大泉寺前
3区 能生 ～ 柱道	3.9	9:43	巻淵商店前
4区 柱道 ～ 槇	3.2	9:53	上南地区公民館前
5区 槇 ～ 小見	3.3	10:05	上小見集落開発センター前
6区 小見 ～ 桂	2.3	10:12	西能生地区公民館前
7区 桂 ～折～ 鬼舞	4.1	10:28	鬼舞集落センター前
8区 鬼舞 ～ 能生事務所	3.2	10:39	能生事務所前(ゴール)

6 参加資格

- (1) 大会当日を基準日とし、おおむね3か月以前より市内に在住し、又は勤務する中学生、高校生・一般の者
- (2) 糸魚川市出身者及び糸魚川市に在住したことのある者
- (3) その他協議が必要な事項については、都度、役員と協議する。

7 競技方法

本大会は、以下の競技方法及び本大会申合せ事項により行う。

- (1) 競技は中学生の部、高校・一般の部の2部門とし、コース区間は区別しない。
- (2) 選手登録後の走員の変更は認めない。
- (3) 選手の変更は補員との交替のみ認める。この変更は競技開始前の代表者会議で決定し、以後は認めない。
- (4) 伴走は一切認めない(役員が伴走と判断したときは失格とする。)。
- (5) 同一競技者は、複数区間を走ることができない。
- (6) 競技者は、胸と背にはっきり見えるようにあらかじめ定められたゼッケン及びタスキを着けて、道路の左側端を走らなければならない。
- (7) 選手の点呼は、通過予定時刻の10分前に行う。
- (8) 競技進行上支障があると審判長又は審判長の指示を受けた者が認めた場合は、繰り上げ出発を行う。
- (9) 競技者が、途中で競技を続行することができない状態になった場合又は競技を審判員、中継役員、救護係により中止させられた場合は、当該チームのその区間の競技を無効とする。ただし、次の区間走者から再び競技を続行することができる。この場合、全体の記録、成績は認められないが、各区間の個人記録は認められる。
- (10) その他要項に定めのない事項については、日本陸上競技連盟駅伝競走基準に準拠する。

8 チーム編成

- (1) 監督1人、選手8人、補員1人以上で編成すること。
※監督は、選手又は補員を兼ねることができる。
※中学生は、一般の部に登録可能とする。
- (2) 補員は、他チームとの重複は認めない。ただし、参加申込書の代表者が同一人物である場合、同一チームとしてチーム内変更を認める。

- (3) 選手以外（補員を含む）の者で、大会当日の補助役員を各チーム3人選出すること。（ただし、同一チームで複数エントリーしている場合は、エントリー数によらず補助役員を6人選出とする。）

9 表 彰

- (1) 中学生の部団体は、1位から2位まで入賞とし表彰する。
なお、1位には優勝杯、2位には準優勝杯を授与する。
- (2) 高校・一般の部団体は、1位から8位まで入賞とし表彰する。
なお、1位には優勝杯、2位には準優勝杯を授与する。
- (3) 各区分とも部門別1位に区分賞を授与する。ただし、エントリーが1チームのみの場合は、この限りではない。
- (4) 出場選手（走者）全員に参加賞を贈る。

10 申込み等

(1) 申 込 方 法

① 2次元コードからインターネットで申し込む。

なお、申込後、3日後までに受付完了メールが届かない場合は、事務局まで連絡すること。

<参加申込>



②文化スポーツ課または能生・青海事務所で配布の申込書で申し込む。

【提出先】糸魚川市文化スポーツ課スポーツ振興係

〒941-8501 糸魚川市一の宮1-2-5

(2) 締め切り期日 令和8年 9月 4日（金） 厳守

(3) 代表者会議 令和8年 9月24日（木）能生生涯学習センター

(4) 役員会議 令和8年10月 7日（水）能生生涯学習センター

11 参 加 費 高校・一般の部については、1チーム 1,500円

中学生の部については、無料とする。

なお、参加費は代表者会議の際に徴収する。

12 大会の開催可否

大会の開催可否については、実行委員会で決定することとし、基準は下記のとおりとする。

- (1) 荒天のため、開催が不可能だと判断された場合。
- (2) (1) 以外に安全に大会が開催できない要因がある場合。

13 そ の 他

- (1) 大会開催要項に違反したチームは失格とする。

以下のような状況（違反）が確認された場合は当該チームを失格とする場合があります。なお、失格となった場合、チーム記録は残りませんが個人記録に影響ありません。

- 1 参加チームの応援車両がコース内を走行した場合
- 2 選手、応援者が大会役員の指示に従わない場合
- 3 登録していない選手が出場した場合
- 4 競技コースを外れて走行（右側走行も含む）した場合
- 5 競技途中で棄権した場合
- 6 決められた場所以外で道路横断した場合
- 7 上記以外で著しく大会の運営を妨害した場合

- (2) 選手の輸送は原則として大会主催者で行う。

ただし、主催者が緊急と認め、バスに乗車できない選手がいるチームの代表者は、当日受付時に所定の用紙で主催者へ報告すること。

- (3) 選手、競技役員は安全に留意し、事故発生のないよう努めること。

万一事故等が発生した場合、主催者で応急手当を施し、必要に応じて救急車の出動要請等を行う。以後の処置については原則として当該チーム代表者と協議し決定する。

- (4) 中継点での呼び掛け（着順ナンバー等）は補助的なものである。中継点での走者の確認及びタスキリレーは各選手が責任をもって行うこと。
- (5) 応援車両（バイク・自転車含む）の競技区間内の乗り入れは一切認めない。（役員が応援と判断したときは失格とする。）
- (6) 各選手の荷物については、代表者が責任を持って管理すること。また、各スタート地点などへの手荷物は、主にタオル・着替えなどとし、貴重品などは持って行かないこと。
- (7) 緊急連絡のため、チームの関係者1人を能生体育館に待機させること。

第22回糸魚川市駅伝競走大会コース略図

